

氏名(本籍)	いまむらあきよ 今村明代(鹿児島県)
学位の種類	博士(経営学)
学位記番号	博甲第6353号
学位授与年月日	平成25年1月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	創業者一族経営が企業の内部留保へ及ぼす影響に関する研究

主査	筑波大学教授	博士(経営学)	白田佳子
副査	筑波大学教授	博士(工学)	西尾チヅル
副査	筑波大学教授		弥永真生
副査	筑波大学准教授	博士(学術)	佐藤忠彦
副査	東北大学教授	博士(経営学)	高田敏文

論文の内容の要旨

本研究は、企業の取締役会に創業者一族が含まれる企業とそれ以外の企業とについて企業の安定的な経営力を表す内部留保に差異が生じているか否かを公表・開示データを用いて実証的に明らかにしようとしたものである。

第1章では、研究の背景と目的を提示し、本論文の分析対象となる経営者の定義と企業の内部留保の概念を明確にしている。なお、本研究では実際に経営の意思決定を司る取締役会に一人でも創業家の取締役がいることをもって創業者一族企業と定義している。

第2章では、創業者一族の経営への関与と企業財務や株価との関係にかかる先行研究を網羅的にサーベイし、先行研究において残された課題を抽出することによって本研究のオリジナリティを明確にしている。ちなみに、先行研究の多くは創業者一族企業を、株式保有割合によって定義しており、この点が本研究のオリジナリティを際立たせている。次に第3章では、先行研究の結果と比較する目的で本研究用のデータを使用して、株主構成が企業財務へ及ぼす影響について分析を行っている。その結果は、先行研究とほぼ同様のものであった。

続いて、第4章では、本研究の主眼である創業者一族の経営関与に焦点を当て、さまざまな要素によって構成されている留保利益について、おのおのの構成要素ごとに創業者一族経営との関係を分析している。その結果、経済環境の変化による影響、配当政策、R&D投資への対応、租税回避行動、さらに「繰延税金資産」「その他有価証券の評価差額金」のいずれにおいても創業者一族企業の方が保守的な行動を選択し、その結果、留保利益が高いとの結論を得た。さらには任意適用であり、留保利益を直接増加させることができる「土地の再評価差額金」については、創業者一族企業群とそれ以外の企業群とを比較すると、その計上に顕著な差が生じていた。創業者一族が取締役に就任している企業ではその計上の比率は非常に小さく、含み益を温存させている実態が浮き彫りとなった。また、最後に企業継続能力に関する監査人の追記情報を分析対象とした。その結果、創業者一族が経営に関与していない企業では、5年間連続して監査報告書に企業継続能力にかかる追記情報を付されていた企業が17.8%存在したが、創業者一族が経営に関与する企業では追記情報が

付されている回数は2回までの企業が86.3%を占め、5年間連続して追記情報が付されている企業は存在しなかった。

第5章では、これまでの分析で得られた創業者一族が経営に関与する企業の特徴とは異なる傾向を示す例外企業を抽出しその実態を調べた。その結果創業者一族が経営に関与しながら留保利益率が低く、無配当などの企業は、直後に倒産した企業であった。よってこのような例外企業を除けば、創業者一族が経営に関与している企業はその他の企業よりも、留保利益率が高いなど安定的な経営が行われていると結論づけている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、創業者一族が経営に関与しているか否かによる企業行動とその結果の差異を分析したものである。創業者一族の取締役への就任を創業者一族企業の代替変数としていることについて、より詳細な分析が必要であるとしても、創業者一族が経営に関与する企業群と、それ以外の企業群とでは、留保利益の程度に差が生じているという事実を客観的に明らかにした点は高く評価できる。さらに留保利益の構成要素のいずれにおいても、創業者一族が経営に関与する企業の方が高い傾向を示していた。このことは同業種、同規模の企業があった場合に、創業者一族が取締役に含まれているか否かを補足情報として利用することにより、より安定経営を続ける企業を抽出することが可能となることを示唆している。そもそも企業の実績について、創業者一族か否かについての明確な開示情報がなくデータ収集には多大な時間と労力が必要とされる。このような条件下において、実証分析を試みたことにより、これまで社会から与えられてきた創業者一族企業経営へのネガティブな評価を改める結果を得たことは、企業の所有構造が経営のあり方、意思決定に影響を与えていることの証拠を示した点で会計研究、財務研究に対して大きな貢献となったと評価できる。よって、本論文は経営学領域の博士論文として十分な要件を充たしているものと判断する。

論文審査委員会による最終試験を平成24年12月6日に実施し、全員一致で合格と判定した。

よって、著者は博士（経営学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。